

令和8年3月4日県営土地改良事業（内小友東部地区農地集積加速化基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定に基づき、公告する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太